

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 3月総会

日 時	令和2年3月25日(水)午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 東庁舎 多目的大ホール	
日 程		
第1	指定第23号	会期の決定について
第2	指定第24号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第25号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第26号	非農地証明事務処理報告
第5	議案第52号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第8	議案第55号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第56号	令和2年農作業標準賃金の設定について
第10	報告第27号	令和元年度四万十町農業委員会活動報告について
第11	議案第57号	令和2年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
第12		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 欠席 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 欠席 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 欠席 |

〔欠席委員〕

- 3番 廣井栄治 19番 林 幸一 22番 西井健夫 27番 市川正司 28番 大西博之
35番 山崎 力 39番 梶原 美智

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本拓矢・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 3 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、太田職務代理よりご挨拶申し上げます。

職務代理 先日、林会長から連絡がありまして、24、25 日と留守にするので会議の方をよろしくということでした。本来であれば、十和で総会と懇親会の予定でしたが、コロナウイルス感染防止のため、たくさんの人が集まる場での懇親会は控えなさいということですので、今月は本庁での総会のみとします。来月、終息するようであれば、十和の方で総会と懇親会が出来ればと予定をしています。これも状況次第では分かりません。

職務代理 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 3 月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、会長が欠席のため、職務代理の私が議長を務めますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 26 番 甲把 雄委員をお願いします。

26 番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。

本日の会議に、3 番 廣井栄治委員、19 番 林幸一委員、22 番 西井健夫委員、27 番 市川正司委員、28 番 大西博之委員、35 番 山崎力委員、39 番 梶原美智委員から欠席の届け出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 17 名、推進委員 15 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 23 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 3 月総会の会期は、令和 2 年 3 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 24 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名

したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に13番、伊東 智江委員と、25番、窪田 良一委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第3、報告第25号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第25号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。

ページは3ページです。件数は西部地域の1件になります。なお、借受人、貸出人の氏名、住所については、議案書のとおりです。番号1について説明いたします。土地の所在地、大正字中屋敷999番1、地目、田、面積278㎡です。以下2筆あり、合計で3筆、面積2250㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和2年2月10日、引渡年月日、令和2年2月18日。こちらは、平成28年1月4日から令和2年12月31日まで利用権設定がされていました。農地は、後の議案に出していますが新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。

議長 報告第25号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第25号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第26号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第4 報告第26号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告します。議案書は4ページをご覧ください。今月は全部で2件あり、窪川地区1件、西部地区で1件となっております。

添付資料は、1ページから3ページです。西川角字石畑137番3、地目、畑、面積、69㎡です。申請地は、昭和25年頃より、住宅の一部となっていました。現在は取り壊され更地となっています。担当委員、職員で現地確認し四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和2年3月2日、非農地証明書を発行しております。

続きまして、西部からです。番号2番、添付資料は4ページから6ページをご覧ください。土地の所在地は、木屋ケ内字大カゴ467番2、地目は畑、面積は107㎡、外2筆あり、合計3筆で259㎡です。申請地は、20年以上前より耕作放棄地となり、現在は建物が建築され宅地として利用されている状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和2年1月22日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明書を発行しております。西部からは以上です。

議長 報告第 26 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第 26 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは、5 ページからになります。件数は、3 件になります。うち、窪川地域の 1 件、西部地域の 2 件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 7 ページからとなります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、市生原字ヤハズダ、69 番 1、地目、田、面積、291 m²です。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 2,257 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、本人の希望とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、水稲・野菜を栽培する計画です。窪川地域の説明は以上です。

続きまして、西部地域からです。番号 2 について説明いたします。土地の所在地、大正中津川字佐渡り 575 番 1、地目、田、面積、250 m²です。以下 7 筆あり、合計 8 筆で、面積が 1749 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、本人の希望です。下限面積は達成しています。申請地では、水稲を栽培する予定です。続きまして、番号 3 について説明いたします。土地の所在地、上宮字竹ノナロ 953 番、地目、田、面積、1560 m²です。以下、6 筆あり、合計 7 筆で面積が 8937 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望です。下限面積は達成しています。申請地では、水稲を栽培する予定です。こちら譲受人ですが、法人となっております。農地所有適格法人として農業経営を行うために農地を取得するには、農地法第 2 条第 3 項に規定される 4 つの要件を満たしたうえで、農地の取得申請を行う必要があります。4 つの要件のうち、まず法人形態要件ですが、こちら株式会社、持分会社または農事組合法人であることですが、平成 29 年度に株式会社として法人を設立しております。次に事業要件ですが、売上高の過半数が農業となっておりますが、こちらも水稲を栽培しており、売り上げ額の全てが農業関連になることを確認しており、要件は達成しております。3 つ目に構成員・議決権要件ですが、農業関係者の議決権が、総議決権の 2 分の 1 を超えるとありまして、提出書類にて構成員全てが農業関係者と確認でき、議決権も構成員が 100% 持っています。最後に、常時執行役員要件として、役員の過半が農業の常時従事者であることですが、提出書類にて役員の過半数が農業の常時従事者と確認しており、全ての要件を満たしていると確認しています。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。以上です。

議長 議案第 52 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、6番 下元誠一郎委員。

6番 番号1番について、譲受人から確認しましたので報告します。現況は田及び畑であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は認定農業者でもあり、地域の若手のホープでもあり意欲ある農家であります。親子間での所有権移転の贈与でありますので、問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号2番、事務局から。

事務局 番号2番につきまして、欠席の林委員より、連絡がありましたので報告します。譲渡人、譲受人両者に確認しています。現況は田であることを確認しています。譲受人は、当地区に住宅もあり、その家で寝泊まりしながら、耕作をしています。譲受人は、当地区で利用権を設定し以前から水稻を栽培しており、農地を効率的に利用し、今までも必要な農作業に従事され、周辺農地への悪影響もないことを確認しています。譲渡人は、農業を今後継続することが難しく、今回、相続登記が完了したため、これまで、作業委託していた譲受人に贈与することになったものです。譲受人は、引き続き水稻を耕作するため、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号3番、18番 宮脇眞弓委員。

18番 3月21日に譲受人に連絡しました。譲渡人は体調不良のため10年来耕作していなくて、農業後継者もいないために今後耕作が困難な状況になり売買に至ったそうです。譲受人は、先ほども事務局から詳しい説明がありましたように地域の大規模の形態であり、今後もずっと水稻を栽培するそうなので特に問題ないと判断しました。

議長 議案第52号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第52号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第6 議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は、7ページ、今回は窪川地域から1件、西部から1件です。番号1番について説明します。添付資料は12ページから14ページです。床鍋字山ノ下タ1613番、地目、畑、面積57㎡の内9.0㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分は、申請地は特定土地改良事業実施地であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第1項第4号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、かつ、管轄する土地改良区からの同意もあり、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、14ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、周りは全て自己所有農地のみとなっております。土地の造成計画については、現状のまま利用し、整地後に砂利敷きとする計画です。進入路については、南側の町道から徒歩にて進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費以上であることを確認しています。以上です。

続きまして、西部地域からです。番号2番についてご説明いたします。申請地は1筆です。土地の所在地大井川字平野駄場1465番2、地目は畑、面積は371㎡の内29.22㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種と判断しております。当申請地につきましては、既に納骨堂新設のため土台を新設されていまして、申請人からは法令違反したことについては反省の始末書が提出されております。転用計画につきましては、17ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は北側、南側、東側は同意ありの畑、西側は申請人の原野となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に設置する計画です。進入路につきましては、東側の町道より進入します。排水計画につきましては、雨水のみで周辺自己所有農地で自然排水する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は今申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。今回の申請地ですが、隣の土地が町道を挟んで申請人の原野の土地があります。こちらの土地ですが、現在農業用倉庫が建っており、さらに今後も新たに農業用倉庫や資材置き場として利用する計画をしておりますので今回の申請地に新たに新設することになりました。以上です。

議長

議案第53号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、7番 浜田大彰委員。

7番 一昨日現地にて確認していました。現状が畑であることは間違いありません。納骨堂を新設するというので、面積も最小限だと思います。排水に関しても自然浸透、元々畑ですので特に問題はないかと思えます。周辺農地ですけれども、周りの農地は全て自己所有農地ということで問題ないかと思えます。以上です。

議長 番号2番、13番 伊東智江委員。

13番 確認してきました。今回の申請人は納骨堂の新設のため、隣接した場所に申請者名義の原野がありますが、ビニールハウスや農業用機械の保管場所になっており、その他農業用資材置き場になっていてます。よって、手前の進入路のある今回の場所を希望されたそうです。また、許可あり次第着手することも確認しています。必要最小限で問題ないと思えます。周辺農地の同意もあり、営農への支障もなく、排水についても問題ないと思えます。確認の結果番号2番は特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第53号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 意義なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第53号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第53号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は8ページ、今回は窪川地域から1件です。番号1について説明します。添付資料は、18ページから20ページです。申請地は1筆、仁井田字川原田351番1、地目、田、面積138㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与です。譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。転用目的は露天駐車場の整備です。転用理由は、自

家用車及び仕事用の車の駐車場、車回し場として、自宅に隣接した申請地を譲って利用するものです。当申請地は、3月3日に農振除外が済んだ土地で、既に除外する時点で駐車場とし整備されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。農地区分ですが、申請地は第1種、第3種のどちらにも該当しないその他の第2種農地と判断します。転用計画につきましては、20ページの土地利用計画図に示している形で、露天駐車場として利用します。緑の囲みの既存宅地と、申請地である赤の囲み部分を一体として利用します。周囲の状況は、東側、北側は譲渡人の宅地、西側は高速道路に面した町道、南側は同意有りの農地となっております。土地の造成計画につきましては、砂利敷きとなっております。進入計画については、西側の町道から進入します。排水計画については、雨水のみで申請地内で自然浸透する計画です。以上です。

議長 議案第54号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、8番宮崎恵美子委員。

8番 18日に確認してきました。申請に係る用途の確実性ですが、先ほど説明があったとおり、高速道路を作る時に、埋めたということです。計画面積の妥当性は、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地に係る営農条件への支障の有無ですが、露天ですし周辺農地への影響はないと思います。以上です。

議長 議案第54号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第54号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第55号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第55号 番号14番は議席番号16番 竹内純委員が、番号15番、16番は議席番号36番 上野渡委員が、四万十町農業委員会会議規則第20

条の議事参与の制限に抵触しますので、番号1番から13番の審議、採決を行い、その後16番 竹内純委員に退席していただき、番号14番の審議、採決を行います。その後36番 上野渡委員に退席していただき、番号15番、16番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和2年4月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申請書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ページは、10ページから13ページです。件数は、16件になります。うち、窪川地域7件、西部地域9件です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は22ページからになります。それでは、順に説明します。

番号1 土地の所在、下呉地字下影野、755番、地目、田、面積、921㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が3,719㎡です。設定は、更新です。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号2 土地の所在、下呉地字下影野、772番、地目、田、面積 1,763㎡です。設定は、更新です。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年です。作物は、ソルゴーを栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号3 土地の所在、奈路字荒神ノ元、1335番、地目、田、面積 716㎡です。設定は、新規です。期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号4 土地の所在、奈路字荒神ノ元、1334番、地目、田、面積、755㎡です。設定は、新規です。期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

番号5 土地の所在、口神ノ川字白皇、1720番、地目、田、面積、3,005㎡です。設定は、更新です。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号6 土地の所在、東北ノ川字総内川、4番、地目、田、面積、2,254㎡です。設定は、更新です。期間は、令和2年4月1日から令和22年3月31日までの20年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号7 土地の所在、六反地字京田、341番1、地目、田、面積、1,444㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が5,934㎡です。設定は、新規です。期間は、令和2年4月1日から令和10年12月31日までの8年9カ月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部からです。番号8番、土地の所在地、浦越字角ノウ子126番5、地目は田、面積は1335㎡です。以下3筆あり、合計で4筆、面積が2187㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年

になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして番号9番、土地の所在地、大正字中屋敷999番1、地目は田、面積は278㎡です。以下2筆あり、合計で3筆、面積が2250㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして番号10番、土地の所在地、大正中津川字東ノ前37番、地目は田、面積は720㎡です。以下6筆あり、合計で7筆、面積が6396㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして番号11番、土地の所在地、大正中津川字東ノ前46番1、地目は田、面積は959㎡です。以下3筆あり、合計で4筆、面積が2036㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして番号12番、土地の所在地、西ノ川字大田大丸363番、地目は田、面積は1088㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして番号13番です。土地の所在地、江師字クレノクボ809番1、地目は田、面積は612㎡です。以下1筆あり、合計で2筆、面積が1684㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第55号 番号1番から番号13番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、7番 浜田大彰委員。

7番 本日欠席の大西博之委員より連絡がありましたので報告します。1番の設定を受ける者から状況を確認してきたそうです。現状は田で引き続き生姜を耕作するそうです。条件もそのまま変わらないので問題ないと思います。番号2番も設定を受ける者から確認してきたそうです。昨年まで生姜を耕作していましたが、病気が発生したということで、今年はソルゴーを作付けするそうです。以上です。

議長 番号3番、30番 澤田憲男委員。

30番 3番、4番一緒に説明します。昨日借受人と現場を立会して確認しています。借受人は地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。新規ということですが、特に問題ないと思います。以上です。

議長 番号5番、24番 市川絢子委員。

- 24 番 借受人から確認しました。借受人は認定農業者でもあり、農業にもまじめに取り組んでいます。利用集積計画のとおりで特に問題ないと思います。以上です。
- 議長 番号 6 番、6 番 下元誠一郎委員。
- 6 番 番号 6 番の案件ですが、借受人から確認をしてきました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで、再設定でもあり、問題ないと判断しております。以上です。
- 議長 番号 7 番、8 番 宮崎恵美子委員。
- 8 番 番号 7 番について借受人から確認してきました。借受人は以前から借りたりしてやっておりました。土日や祭日に帰って来て以前からやっていました。実家が仁井田にあり、やる気もあります。内容も利用集積計画のとおりです。新規ですが問題ないと判断します。
- 議長 番号 8 番、12 番 山脇文男委員。
- 12 番 借受人から確認してきました。借受人は地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。再設定でもあり、問題ないと判断しました。
- 議長 番号 9 番、16 番 竹内純委員。
- 16 番 この土地につきましては、先ほどの案件にありました合意解約で以前私が耕作していた所です。借受人、貸出人双方から話を聞きました。添付資料の 48 ページを見てもらったら分かりますが、今回の借受人の土地と隣の圃場になりますので、車の移動はありませんので何ら問題ないと思います。年間 150 日以上農作業もやっておりますので、問題ないと思います。
- 議長 番号 10 番、11 番、12 番は本人欠席ですので事務局に説明を求めます。
- 事務局 欠席の林委員より事前に連絡がありましたので報告します。なお、受け手が同じですので、10 番、11 番について一緒に説明します。利用権を設定する者、設定を受ける者、両者に確認しています。以前から当地区で水稻を作付けしており、また、しっかりと農地も管理出来ており、利用集積計画のとおり特に問題ないと判断します。
- 続きまして、番号 12 番について欠席の梶原委員から事前に連絡がありましたので報告します。利用権を設定する者、設定を受ける者、両者より確認しています。借受人は元農業委員としても長年活動しており、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと判断します。以上です。
- 議長 番号 13 番、16 番 竹内純委員。

16 番 借受人から話を聞いてきました。借受人は地域で若い後継者で利用権設定は問題ないと思います。農地は2筆あるのですが、梶原川をまたいで1筆ずつあります。耕作日数も150日以上従事していますので、何ら問題ないと思います。今後この地域では若者に託す面積が増える可能性があると思います。以上です。

議長 議案第55号について質疑を許します。質疑はありませんか。

2 番 7番、10番、11番は、高知市、南国市ですが、高速が出来たと言っても1時間はかかると思います。土日に管理は出来ますが、水の管理は誰かにお願いしているのですか。

8 番 7番ですが、この方は前からずっとやっています。サラリーマンですけど、上手に作っています。

2 番 意外と町外の人が農業をされており、場合によっては1日で水が無くなったりするので、水の管理をどうやってしているのか不思議に思いました。

29 番 貸出人の息子と借主が同級生で水の管理はだいたいお母さんがやっています。

事務局 10番、11番につきましては、住所は南国市の方ですが、大正中津川に家を購入しており、必要な農作業については、大正中津川で行っています。行ったり来たりしているそうです。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、番号1番から番号13番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号 四万十町農用地利用集積計画の決定について、番号1番から番号13番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号14番の審議を行いますので、16番 竹内純委員は退席をお願いし

ます。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 14 番、土地の所在地、大正字押川 1552 番 1、地目は田、面積 661 m²です。以下 2 筆あり、合計で 3 筆、面積が 4847 m²です。設定は新規の設定になります。期間ですが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

議長 議案第 55 号 番号 14 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 37 番 田村守委員。

37 番 番号 14 番について、借受人から確認をしてきました。借受人は、長年にわたり経験豊富で年間 150 日以上農作業に従事され特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 55 号 番号 14 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 55 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 14 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 55 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号 14 番は、原案のとおり可決されました。
16 番 竹内純委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
竹内純委員、番号 14 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 15 番から 16 番の審議を行いますので、36 番 上野渡委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 15 番、土地の所在地、井崎字コヲカギレ 2472 番、地目は田、面積は 1050 m²です。以下 2 筆あり、合計で 3 筆、面積が 3261 m²です。設定は更新の設定になります。期間ですが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。続きまして、番号 16 番、土地の所在地、井崎字ウシノダバ 439 番 1、地目は田、面積は 118 m²

です。以下1筆あり、合計で2筆、面積が345㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第55号 番号15番16番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 15番 吉良榮委員。

15番 15番、16番一緒に説明します。借受人はこの地区では唯一の専業農家です。地域の担い手でもあります。設定を受ける土地ですが、すでに耕されています。周辺農地への悪影響はありません。更新であり今までと同じ設定です。借地料が出来高の3割と高いと思われませんが、借受人の以前の方が3割だったのでこの条件で設定をしています。以上調査の結果問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第55号 番号15番、16番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号15番、16番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号15番、16番は、原案のとおり可決されました。

36番 上野渡委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

上野渡委員、番号15番、16番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第56号「令和2年 農作業標準賃金の設定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号 「令和2年農作業標準賃金の設定について」ご説明いたします。15ページは窪川地域、16ページは大正十和地域の表になっております。先月、各地域委員会で協議していただき、前年より変更等になった部分を赤字で表示しております。

窪川地域につきましては、稲刈りについて、備考欄に「倒伏、湿田の場合は協議

により基本額に5,000円以上で加算。」の文言を追加しました。「その他の作業」の最低賃金の変更がありましたので、その部分を変更しております。新たに、粃まき作業、肥料散布作業の賃金を追加しました。

大正十和地域の変更は、コンバインの備考欄の「基本額に5000円以内」を「以上」に変更、田植え機の備考欄に、「側条施肥、箱苗処理、除草剤 は別途加算」を追加しました。賃金は、窪川地域と同じとし、新たに粃まきを追加しました。肥料散布については、ブロードキャスターによる作業が西部地域ではまだないので、今回は見送った所です。以上が、先月変更の意見があったものを反映させた（案）です。ご確認いただき、そのほかのご意見等ございましたらお願いします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第56号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第56号を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第56号「令和2年 農作業標準賃金の設定について」は、可決されました。

議案 続いて、日程第10 報告第27号「令和元年度 四万十町農業委員会活動報告について」議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第27号「四万十町農業委員会活動報告について」報告いたします。元年度は、人・農地プランの実質化に向けて福井県小浜市への先進地視察や農家アンケートへの協力など、プランの実質化に向けて取り組み始めた1年でした。委員会の主な活動としまして、総会、役員会を毎月開き、様々な協議を行ってきました。農業委員会の業務の柱であります、法令業務を、透明性、公正、公平性をもって運用し、適正かつ円滑な運営に努めました。農地法等の審議案件の処理件数はこの資料の6ページから9ページに載せています。また、ご確認ください。最適化への取り組みとしまして、10月に2,214戸の農家対象にアンケートが行われ、各委員が回収に協力し農家を訪問しました。情報の提供としまして、農業委員会だよりを9月と3月に発行しました。3月分はお手元に本日配らせていただいております。ご覧になってください。農業委員会だよりは、四国ブロック農業委員会情報誌コンクー

ルで今年も最優秀賞を受賞しました。その他としまして、農地パトロールや西部地区産業祭への参加を行いました。委員研修では、福井県小浜市に視察研修に行きました。須崎市で行われました、全員研修や広島県でありました、中国四国ブロック女性委員研修会に参加し、議会産業建設常任委員会との意見交換会を行いました。次のページから、年間の活動状況を記載していますので、ご確認ください。以上です。

議長 報告第 27 号について事務局の報告が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第 27 号 令和元年度 四万十町農業委員会活動報告についてを終わります。

議長 続いて、日程第 11 号 議案第 57 号 「令和 2 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 「令和 2 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」説明します。活動方針は、高齢化の進展、担い手不足の中、農業委員会には、これからの農地を守るための活動が期待されています。改正された農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）では、農業委員会はプランの協議への出席、実施のための協力を行うことが明記されました。農業委員会の役割が重要となる中、引き続き農地制度の適正な執行と、農地利用の最適化を推進する活動である、「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規就農者の促進」をより進めるとともに、関係機関と連携して「人・農地プランの実質化」に向けて取り組んでいきます。

続いて、活動計画です。基本的な業務の適正な執行として、農地法等の理解を深め、法令業務の適正な執行に努めます。最適化の推進の中で特に、人・農地プランの座談会に積極的に参加し、把握している地域の実情などの情報を提供し会議を円滑に進めることで農地の集積・集約化につながる活動を行います。農政情勢の発信として、4 月からは 3 年間の任期の折り返しとなります。一期の任期の間に 1 回は活動を通じて明らかになった課題を取りまとめ、意見の提出に取り組みたいので、協議、検討をお願いします。委員研修の実施として、先進地視察研修を行いたいと思いますので、こんなところを見てみたいなどのご意見をどうかお寄せください。そのほか例年通り、農業者や地域に根差した活動、総会での活動、関係機関等との連携に取り組めます。最後のページに活動計画の年間スケジュールを記載しておりますので、ご確認ください。議案と一緒に年間活動計画(案)と書かれた日程表をお送りしています。総会の日がちと場所は、赤で塗られた日程で行いたいと思います。本日の総会は十和を予定しておりましたが、本庁に変更しましたため、来月 4 月の会場は、十和としております。また、11 月ですが、全国会長代表者集会が入ったため、役員会の時にお配りしていた資料とは日にちが違っておりますので、役員の皆

さんは、ご注意ください。以上、令和2年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画をご説明させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第57号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第57号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

16番 地域委員会の活動で、西部地区産業祭が入っていますが、今年も同じように考えています。この会のあと大正十和の委員さんは残って事務局から話があると思います。また、ジャンボかぼちやの苗も作ってもらって植えてもらうような段取りをしたいと思っています。窪川の委員さんにもご協力をお願いしたいと思います。

議長 他に何かありませんか。

17番 座談会の資料を先に見ることはできるのですか。

事務局 もちろん、お渡しできるものがあれば先にお渡しする予定ですが、まだ計画中です。何も持たずに行うのはいけないので、先に委員さんにはお示しはしたいと思っています。地図は大きいのでお渡しできないかもしれませんが、例えば、70歳以上の人の農地はここですよとか、10年後にはどうなるのかというところから始めるのが基本です。その他アンケートを取った部分なんかも今ようやく集計が出来たところですよ。そこら辺もおいおいお示しできると思います。

17番 ざっくりした不安なのですが、来てくださいというチラシだけで人は集まらないと思います。やったらいいのは分かるのですが、集まってくれるのか。話を聞かないと損するくらいの何かがあればですけど。なんて言えば、その人が会に来てくれるのか、思いつかない。

事務局 人が集まってくれないと始まらないので、農林水産課とも話ながらやっていかないといけないのかなと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第57号 「令和2年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」

は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 57 号 「令和 2 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 12 「その他」の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長

なければ、「その他」の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 3 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 1 0 分